

令和 2 年

奥州市教育委員会会議録

第 7 回定例会 7 月 22 日招集

奥州市教育委員会

1 開会、閉会等に関する事項

開催日時 開会 令和2年7月22日（水）午後2時
閉会 令和2年7月22日（水）午後2時49分
開催場所 本庁 7階 特別委員会室

2 出席委員の氏名

1 番 田面木 茂 樹 委員（教育長）
2 番 吉 田 政 委員（教育長職務代理者）
3 番 高 橋 キ エ 委員
4 番 及 川 憲太郎 委員
5 番 藤 田 登茂子 委員

3 説明のため出席した職員の職及び氏名

千葉昌教育部長、及川協一教育総務課長、佐藤利康学校教育課長、
鈴木常義歴史遺産課長、岩淵浩協働まちづくり部生涯学習スポーツ課長補佐

事務職員出席者：菊池長教育総務課長補佐

4 本日の会議に付した事件（議事日程第1号）

第1 会期の決定

第2 教育長報告 (1) 生徒指導について
(2) 奥州市指定文化財保護事業補助金交付要綱の制定について

第3 議案第1号 令和3年度使用小中学校教科用図書の採択について

第4 議案第2号 市議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

第5 議案第3号 奥州市牛の博物館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて

5 会議の概要

開会、会議成立宣言、本日の会議日程について「議事日程第1号」により進めることを宣言、秘密会とする議決（教育長報告「生徒指導について」、秘密会とした教育長報告「生徒指導について」は、学校ごと又は児童生徒の個々の状況に関わらない部分のみを公表することの議決、議案の審議

第1 会期の決定について

本日1日と決定。

第2 教育長報告

(1) 生徒指導について

※ 説明要旨及び質疑等の内容は非公開。

- (2) 奥州市指定文化財保護事業補助金交付要綱の制定について
詳細について、鈴木歴史遺産課長が資料に基づき説明。

【要旨】

- ・ 事前配布資料P 6 ～10 について説明

【質疑等】

なし

以上で教育長報告を終わる。

第3 議案第1号 令和3年度使用小中学校教科用図書の採択について

及川教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を佐藤学校教育課長が行った。

【提案理由】

- ・ 義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条の規定により、教育委員会において、種目ごとに一種の教科用図書について行うものとされている。また、同法施行令第14条の規定により、採択の時期は、使用する前年度の8月31日までに行うものと定められていることから、今回議案として提案するもの。

【補足説明】

- ・ 当日配布資料P 1 ～53 について説明。

【質疑】

高橋委員：選定委員会において意見が分かれたことはあるのか。

佐藤学校教育課長：意見が分かれたことはあるが、2つに絞ったうえで最終的に一つを選考している。その分野の専門家であり、皆さん慣れている。

吉田委員：英語と道徳は前回の教科書と替わったか。

佐藤学校教育課長：英語は意見が分かれたが最終的に同じ教科書となり、道徳は替わった。

及川委員：意見箱に寄せられる意見が少ない。どのように反映されるのか。

佐藤学校教育課長：意見箱に寄せられる意見は、あくまでも参考となる。意見は少ないのが現状。細かい意見に片寄ることなく、全体を見て選定するようにしている。

高橋委員：教科書で鞆が重すぎるという話があるが、出版社はどのような対応をしているか。

佐藤学校教育課長：各社、大きさや形を変えるなど軽量化に向けて工夫している。紙の素材にもこだわっている。

教育長：QRコードで資料を見るようにするなど、ページ数を減らす工夫もしている。

討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案可決。

第4 議案第2号 市議会の議決を経るべき事件の議案に対する意見の申出に係る
臨時代理処理に関し承認を求めることについて

及川教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明し、補足説明を千葉部長が行った。

【提案理由】

- ・ 議案第2号については、令和2年第5回 奥州市議会臨時会において、市議会の議決を経るべき事件の議案を作成することについて、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定により、市長から当委員会の意見を求められたが、教育委員会を招集するいとまがなかったことから、「教育長に対する事務委任等に関する規則」の規定に基づき臨時代理処理を行い、資料No.1 事前配布資料の56ページに示したとおり、市長に対し意見の回答を行った。ついては、この処理に対し、同規則の規定により当委員会の承認を求めるため、本案を提出するもの。

【補足説明】

- ・ 市議会議案第3号「令和2年度 奥州市 一般会計 補正予算（第8号）」について、資料は60ページから65ページまでとなる。63ページは歳入、64ページからは歳出となる。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に係る地方創生臨時交付金対象事業に係る予算となる。64ページ歳出の10款教育委員会としては、放課後子ども教室への空調設備の整備による増額、小中学校や学校給食施設への清拭用次亜塩素酸消毒液生成機購入による増額、スクールバス運行业者への非接触型体温計と消毒液購入による増額、小中学校への校務用パソコン導入による増額といった所用の補正を行うもので、10款教育費に関しては歳出を8千229万2千円増額し、予算総額を47億2千554万5千円とするもの。

なお、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の対象事業一覧を資料の66ページから79ページまで示している。

【質疑】

高橋委員：64ページ、子どもの居場所づくり事業経費のエアコン設置工事は、どこの場所が対象か。

岩淵生涯学習スポーツ課長補佐：梁川と広瀬の地区センターが対象となっている。子どもの居場所は全部で13箇所、この工事でエアコン設置は全てとなる。

【討論】

なし

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案可決。

第5 議案第3号 奥州市牛の博物館協議会委員の任命に関し議決を求めることについて

及川教育総務課長が議案を朗読、田面木教育長が提案理由を説明、補足説明を鈴木歴史遺産課長が行った。

【提案理由】

- ・ 議案第3号は、令和2年7月31日をもって任期が満了となる「奥州市牛の博物館協議会委員」の後任の委員を、議案書名簿のとおり新たに任命するため、本案を提出するもの。

【補足説明】

- ・ 博物館については、博物館法第20条において、博物館の運営に関して館長の諮問に応じ、また意見を述べる機関として置くことができるとされており、法の第21条により委員の任命については、教育委員会が行うこととされている。
- ・ 奥州市では、牛の博物館条例第12条により、この協議会の設置と委員の定数を5人以内、任期を2年と定めており、現在の委員の任期が7月31日をもって満了することから、次期協議会委員の任命について議決をお願いするもの。
- ・ 委員の任命にあたっては、事前配布資料の31ページの議案のとおり、市校長会、社会教育団体、農業団体、商工団体等に推薦を依頼し、5人を選出している。

【質疑等】

なし。

討論なし。

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし。

原案可決。

閉会